



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例	
○ 沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（県民生活課）	2
○ 沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（障害保健福祉課）	2
○ 沖縄県農業構造改革支援基金条例（農政経済課）	3
○ 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（雇用政策課）	4
○ 沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例（議会事務局議事課）	5
公 告	
○ 補正予算の公表（財政課）	6
議会事項	
○ 沖縄県議会傍聴規則の一部を改正する規則	6
○ 沖縄県議会委員会傍聴規程	7

公布された条例のあらまし

- 沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例（条例第1号）
 - 1 基金の設置期間を延長することとした。（附則第2項関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

- 沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例（条例第2号）
 - 1 基金の設置期間を延長することとした。（附則第2項関係）
 - 2 基金に属する現金を国庫に返納する場合に、基金の一部を処分することができることとした。（附則第3項関係）
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

- 沖縄県農業構造改革支援基金条例（条例第3号）
 - 1 基金の設置について定めることとした。（第1条）
 - 2 積み立てる額について定めることとした。（第2条）
 - 3 基金の管理について定めることとした。（第3条）
 - 4 運用益金の処理について定めることとした。（第4条）
 - 5 基金に属する現金の繰替運用について定めることとした。（第5条）
 - 6 基金の処分について定めることとした。（第6条）
 - 7 規則への委任について定めることとした。（第7条）
 - 8 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

- 沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例（条例第4号）
 - 1 基金は、地域人づくり事業であって、県が民間事業者等に委託して行うものの費用又は市町村が民間事業者等に委託して行うものを支援するための費用の財源に充てるとき、基金を処分することができることとした。（第1条及び第6条関係）
 - 2 基金の設置期間を延長することとした。（附則第2項関係）
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 沖縄県部等設置条例の一部が改正されたことに伴い、文教厚生委員会及び土木環境委員会の所管を改めることとした。（第2条関係）
- 2 委員会は、原則として公開とすることとした。（第16条関係）
- 3 2に伴い、傍聴の取扱いに関する規定について所要の改正を行うこととした。（第17条関係）
- 4 この条例は、平成26年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を定めることとした。（附則）

条 例

沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第1号

沖縄県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県消費者行政活性化基金条例（平成21年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年12月31日」を「平成27年12月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第2号

沖縄県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

沖縄県自殺対策緊急強化基金条例（平成21年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、附則に次の1項を

加える。

(処分の特例)

- 3 基金は、第6条の規定にかかわらず、その属する現金を国庫に返納する場合に、その一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県農業構造改革支援基金条例をここに公布する。

平成26年 3月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第3号

沖縄県農業構造改革支援基金条例

(設置)

第1条 農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化並びに農業の生産性の向上を図るとともに、農業構造の改革を促進することを目的として、県が行う事業の費用並びに市町村及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により知事が指定する農地中間管理機構が行う事業を支援するための費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県農業構造改革支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができ

る。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第4号

沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

沖縄県緊急雇用創出事業等臨時特例基金条例（平成21年沖縄県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「雇用情勢」を「雇用情勢等」に改め、「相談に応じ」の次に「、在職者の処遇を改善し」を加える。

第6条中第9号を第10号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中「緊急雇用特別事業」の次に「又は地域人づくり事業」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 失業者に対する地域の必要に応じた人材の育成及び就業支援等及び在職者の処遇の改善を目的として事業者が行う取組への支援のための事業（以下「地域人づくり事業」という。）であって、県が民間企業等に委託して行うものの費用の財源に充てる
とき。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第5号

沖縄県議会委員会条例の一部を改正する条例

沖縄県議会委員会条例（昭和47年沖縄県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「福祉保健部」を「子ども生活福祉部、保健医療部」に改め、同条第4号中「環境生活部」を「環境部」に改める。

第17条を削る。

第16条第1項を削り、同条第2項中「委員長は、」の次に「会議の秩序を保持するため」を加え、同項を同条第1項とし、同項の次に次の1項を加え、同条を第17条とする。

2 前項に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の公開）

第16条 委員会は、これを公開する。ただし、委員会の議決で秘密会とすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第2条第3号及び第4号の規定による次の表左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委員である者は、この条例の施行の日にそれぞれ改正後の第2条第3号及び第4号の規定による同表右欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されたものとみなす。

文教厚生委員会	文教厚生委員会
土木環境委員会	土木環境委員会

- 3 この条例の施行の際現に改正前の第2条第3号及び第4号の規定による常任委員会に付議されている事件は、この条例の施行の日にそれぞれ改正後の第2条第3号及び第4号の規定による当該事件を所管することとなる常任委員会に付議されたものとみなす。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成26年3月12日県議会の議決を経た補正予算の要領を別冊のとおり公表する。

平成26年3月18日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

議 会 事 項

沖縄県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月18日

沖縄県議会議長 喜 納 昌 春

沖縄県議会規則第1号

沖縄県議会傍聴規則の一部を改正する規則

沖縄県議会傍聴規則（昭和47年沖縄県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「終わつた」を「終わった」に改める。

第13条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第2号中「かさ」を「傘」に改め、同項第3号中「ゼツケン」を「ゼッケン」に、「ヘルメット」を「ヘルメット」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 拡声器の類を携帯している者

第13条第1項第5号中「ラツパ」を「ラッパ」に改め、同項第9号中「その他」を「前各号に掲げる者のほか、」に改める。

第14条第3号中「ゼツケン」を「ゼッケン」に、「ヘルメット」を「ヘルメット」に改め、同条第4号中「えり巻」を「襟巻」に改め、同条第8号中「その他」を「前各号に掲げる事項のほか、」に改める。

第15条の見出し中「及び録音等」を「録音等」に改め、同条中「又は録音等を」を「録音し、又は情報

通信機器類を使用」に改める。

第16条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

沖縄県議会告示第1号

沖縄県議会委員会傍聴規程を次のように定める。

平成26年3月18日

沖縄県議会議長 喜 納 昌 春

沖縄県議会委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県議会委員会条例（昭和47年沖縄県条例第61号。以下「条例」という。）第17条第2項の規定に基づき、委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

2 一般席の定員は、各委員会15人とする。

3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めた場合には、定員を変更することができる。

(委員会傍聴券の交付)

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、委員会傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。

2 委員会傍聴券は、委員会の当日、議会事務局議事課で、定員の範囲内において受付順により交付する。

3 委員会傍聴券の交付を受けた者は、委員会傍聴券に記載された委員会及び日に限り、一般席において傍聴することができる。

(報道関係者の傍聴)

第4条 報道関係者席において傍聴することができる者は、沖縄県議会傍聴規則（昭和47年沖縄県議会規則第2号）第7条第1項に規定する傍聴証（以下「傍聴証」という。）の交付を受けた報道関係者とする。

(傍聴人の入室等)

第5条 傍聴人は、係員の指示に従い、静粛に委員会室へ入らなければならない。

2 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、委員会傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

3 委員会傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終えたときは、これを議会事務局議事課に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒、杖その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、たれ幕、傘の類を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) 拡声器の類を携帯している者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダルの類をはいている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

(9) 前各号に掲げる者のほか、委員会の運営を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 委員長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 委員会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、たれ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 写真、映画等を撮影し、録音し、又は情報通信機器類を使用しないこと。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、委員会の秩序を乱し、又は委員会の運営の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場等)

第10条 傍聴人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 前条の規定に基づき、委員長が退場を命じたとき。
 - (2) 条例第16条の規定に基づき、秘密会とすることが決定されたとき。
 - (3) 条例第17条第1項の規定に基づき、委員長が退場を命じたとき。
- 2 前項第1号又は第3号の規定により退場を命ぜられた者の当日における委員会の傍聴は、認めない。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式 (第3条関係)

〇〇〇〇委員会・受付番号

委員会傍聴券

年 月 日
(当日限り有効)

沖縄県議会

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

補正予算の要領

平成25年度沖繩県一般会計補正予算（第3号）

平成25年度沖繩県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に15,103,176千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ725,070,084千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1	県	税	89,081,000	4,207,369	93,288,369
		1 県民税	34,425,000	1,770,205	36,195,205
		2 事業税	13,551,000	2,627,613	16,178,613
		3 地方消費税	13,530,000	△ 986,300	12,543,700
		6 ゴルフ場利用税	745,000	28,872	773,872
		7 自動車取得税	962,000	148,155	1,110,155
		8 軽油引取税	6,635,000	340,585	6,975,585
		9 自動車税	12,556,000	278,239	12,834,239
2	地方消費税清算金		21,631,124	△ 348,700	21,282,424
		1 地方消費税清算金	21,631,124	△ 348,700	21,282,424
4	地方特例交付金		209,000	14,558	223,558
		1 地方特例交付金	209,000	14,558	223,558
5	地方交付税		204,223,250	3,554,110	207,777,360
		1 地方交付税	204,223,250	3,554,110	207,777,360
7	分担金及び負担金		1,105,463	21,216	1,126,679
		1 分担金	76,165	5,562	81,727
		2 負担金	1,029,298	15,654	1,044,952
8	使用料及び手数料		9,396,643	△ 43,151	9,353,492
		1 使用料	6,931,686	△ 28,151	6,903,535
		3 証紙収入	2,213,548	△ 15,000	2,198,548
9	国庫支出金		233,294,236	4,391,062	237,685,298
		1 国庫負担金	40,686,750	△ 2,027,153	38,659,597
		2 国庫補助金	190,681,860	6,549,848	197,231,708
		3 委託金	1,925,626	△ 131,633	1,793,993
10	財産収入		2,613,020	1,255,203	3,868,223
		1 財産運用収入	1,415,424	2,174	1,417,598
		2 財産売却収入	1,197,596	1,253,029	2,450,625
12	繰入金		36,606,051	△ 3,570,067	33,035,984
		1 特別会計繰入金	325,157	△ 2,966	322,191
		2 基金繰入金	36,280,894	△ 3,567,101	32,713,793
13	繰越金		1,969,764	1,969,765	3,939,529
		1 繰越金	1,969,764	1,969,765	3,939,529
14	諸収入		21,463,411	9,453,907	30,917,318
		5 受託事業収入	1,397,968	△ 85,514	1,312,454
		6 収益事業収入	5,269,727	9,847	5,279,574
		8 雑収入	2,378,587	9,529,574	11,908,161

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
15 県	債	70,611,300	△ 6,021,500	64,589,800
16 市町村たばこ税県交付金	債	70,611,300	△ 6,021,500	64,589,800
	1 市町村たばこ税県交付金	0	219,404	219,404
歳入	合計	709,966,908	15,103,176	725,070,084

歳出	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 議会	1 議会費	1,383,629	△ 46,284	1,337,345
2 総務	1 総務費	1,383,629	△ 46,284	1,337,345
	1 総務管理費	70,663,466	115,870	70,779,336
	2 企画費	16,558,389	△ 715,970	15,842,419
	3 徴税費	13,169,635	△ 484,998	12,684,637
	4 市町村振興費	4,608,479	25,443	4,633,922
	5 選挙費	31,933,456	1,453,772	33,387,228
	7 統計調査費	575,626	△ 101,826	473,800
	8 人事委員会費	586,693	△ 29,774	556,919
	9 監査委員費	177,155	△ 14,395	162,760
3 民生	9 監査委員費	196,728	△ 16,382	180,346
	1 社会福祉費	110,425,975	△ 1,019,390	109,406,585
	2 児童福祉費	69,393,023	1,654,083	71,047,106
	3 生活保護費	30,162,151	△ 1,726,324	28,435,827
	4 災害救助費	10,660,378	△ 924,399	9,735,979
4 衛生	4 災害救助費	210,423	△ 22,750	187,673
	1 公衆衛生費	27,028,967	△ 1,023,229	26,005,738
	2 環境衛生費	7,273,810	171,835	7,445,645
	3 環境保全費	3,355,805	△ 166,999	3,188,806
	4 保健所費	1,496,863	△ 37,106	1,459,757
	5 医薬費	2,618,622	△ 347,931	2,270,691
5 労働	5 医薬費	6,585,003	△ 643,028	5,941,975
	1 労働費	8,038,603	2,112,632	10,151,235
	3 労働委員会費	6,892,437	2,121,413	9,013,850
6 農林水産業	3 労働委員会費	136,975	△ 8,781	128,194
	1 農業費	63,761,860	945,471	64,707,331
	2 畜産業費	21,795,001	△ 1,022,273	20,772,728
	3 農地費	3,030,145	△ 121,125	2,909,020
	4 林業費	28,801,464	1,462,371	30,263,835
	5 水産業費	1,825,197	58,311	1,883,508
	5 水産業費	8,310,053	568,187	8,878,240

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
7 商工費	1 商業費	45,779,023	415,690	46,194,713
	2 工鉱業費	7,044,634	△ 247,545	6,797,089
	3 観光費	28,373,505	752,210	29,125,715
8 土木費	1 土木管理費	10,360,884	△ 88,975	10,271,909
	2 道路橋りょう費	93,042,622	△ 732,197	92,310,425
	3 河川海岸費	20,498,874	△ 8,222	20,490,652
	4 港湾費	31,520,394	△ 393,278	31,127,116
	5 都市計画費	6,744,068	△ 161,535	6,582,533
	6 住宅費	11,081,999	△ 293,208	10,788,791
	7 空港費	16,163,154	△ 87,678	16,075,476
9 警察費	1 住宅費	4,237,337	△ 341,844	3,895,493
	2 空港費	2,796,796	553,568	3,350,364
	3 警察管理費	31,537,350	△ 920,522	30,616,828
	4 警察管理費	28,947,195	△ 920,522	28,026,673
	5 警察管理費	153,866,544	△ 3,635,094	150,231,450
	6 教育総務費	9,706,398	△ 244,157	9,462,241
	7 小学校費	48,266,240	△ 1,488,279	46,777,961
10 教育費	2 中学校費	30,169,715	△ 880,708	29,289,007
	3 高等学校費	44,591,473	△ 812,503	43,778,970
	4 特別支援学校費	16,190,280	△ 72,329	16,117,951
	5 社会教育費	1,748,774	△ 21,760	1,727,014
	6 保健体育費	909,573	△ 65,081	844,492
	7 大	2,284,091	△ 50,277	2,233,814
	8 災害復旧費	3,311,870	△ 2,654,487	657,383
	9 農林水産施設災害復旧費	1,816,000	△ 1,562,107	253,893
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	1,429,496	△ 1,092,380	337,116
	1 公債費	72,871,110	8,750,193	81,621,303
12 公債費	2 公債費	72,871,110	8,750,193	81,621,303
	1 公債費	28,055,889	12,794,523	40,850,412
13 諸支出金	1 ゴルフ場利用税交付金	530,958	16,230	547,188
	2 自動車取得税交付金	639,979	148,065	788,044
	4 財政調整基金積立金	18,915	11,969,765	11,988,680
	5 県有施設整備基金積立金	1,133,704	2,549,272	3,682,976

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
6	利子割交付金	704,874	△ 386,850	318,024
	7 配当割交付金	118,763	7,474	126,237
	8 株式等譲渡所得割交付金	39,775	211,254	251,029
	11 減債基金積立金	37,406	2,556	39,962
	13 地方消費税交付金	10,872,624	△ 181,006	10,691,618
14	地方消費税清算金	13,279,504	△ 1,542,434	11,737,070
	15 特別会計等繰出金	5,879	197	6,076
	歳出合計	709,966,908	15,103,176	725,070,084

第2表 繰越明許費補正				
(追加) 款	項	事業名	金額 千円	
2 総務費	1 総務管理費		2,062,803	
		本庁舎昇降機改修事業	17,500	
	2 企画費	通信施設改修事業	22,921	
		離島航路運航安定化支援事業	456,466	
		公共交通利用環境改善事業	459,276	
		離島地区情報通信基盤整備推進事業	717,300	
	4 市町村振興費		116,340	
	3 民生費	6 防災費	沖繩振興特別推進交付金町村支援事業	116,340
			不発弾等処理事業	273,000
		1 社会福祉費	介護サービス事業者指導・支援事業	5,000
障害児者福祉施設等整備事業費			2,169,418	
障害児者福祉施設等整備事業費(一括交付金分)			7,604	
老人福祉施設整備事業			493,762	
2 児童福祉費	介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業	517,300		
4 衛生費	3 生活保護費	安心子ども基金事業	3,005,614	
		放課後児童クラブ支援事業	2,994,090	
	1 公衆衛生費	保護施設整備事業費(補助事業)	11,524	
			487,797	
2 環境衛生費		666,923		
		51,251		
		12,625		
		38,626		
		277,802		

款	項	事業名	金額 千円
5 医薬費		食品衛生機器等整備事業	1,470
		食肉衛生検査所建設事業	276,332
			337,870
		公立久米島病院医療連携構築事業	105,370
		へき地診療所施設整備等補助事業	85,500
		へき地歯科診療所整備補助事業	147,000
			12,711,189
			1,119,775
			64,496
			49,731
1 農業費		水産海洋研究センター移転整備事業	26,640
		農業大学校施設整備費(単独事業)	125,160
		沖繩県新規就農一貫支援事業	253,882
		地域農業経営支援整備事業	61,719
		災害に強い栽培施設の整備事業	40,000
		おきなわ紅茶ブランド化支援事業	498,147
		果樹生産イノベーション事業	552,493
		分みつ糖振興対策支援事業	39,963
			8,330
			9,700
2 畜産業費		オガコ養豚普及促進事業	24,100
		畜産環境基盤整備事業	470,400
			8,900,262
		自然再生エネルギー導入推進事業	4,001
		かんがい排水調査計画費(補助事業)	17,377
		地域水源利活用調査事業	20,750
		不発弾等探査費	20,125
		県営畑地帯総合整備事業費(交付金事業)	724,270
		経営体育成基盤整備事業(交付金事業)	96,304
		国営土地改良事業県負担金	15,841
3 農地費		水利用調整・高度化推進事業	38,051
		県営かんがい排水事業費(交付金事業)	2,002,132

款	項	事業名	金額 千円		
7 商工費	費	農山村活性化プロジェクト支援交付金(農地水利課)	1,242,278		
		農業集落排水事業	801,203		
		村づくり交付金事業	472,790		
		県営通作条件整備事業	85,633		
		農業基盤整備促進事業	1,707,680		
		農業基盤整備促進事業(単独事業)	4,000		
		県営農地保全整備事業費(補助事業)	393,352		
		団体営農地保全整備事業	487,399		
		県営ため池等整備事業費(補助事業)	150,577		
		団体営ため池等整備事業	242,379		
		海岸保全施設整備事業費(高潮対策)	64,794		
		地すべり対策事業	58,580		
		団体営中山間地域総合整備事業	250,746		
		造林奨励費	446,410		
		治山事業	210,850		
		5 水産業費	費	造林奨励費	235,560
				水産業構造改善特別対策事業	1,692,249
				漁港管理事業	739,850
				漁港海岸事業	13,183
	指導監督事務費(補助金事業)			180,046	
指導監督事務費(交付金事業)	2,894				
水産環境整備事業	16,481				
水産流通基盤整備事業	662,133				
	77,662				
	2,734,880				
2 工鉱業費	費	沖縄型クラウト基盤拡充整備事業	536,723		
		石油貯蔵施設立地対策等交付金事業	500,000		
			36,723		
3 観光費	費	空手道会館(仮称)建設事業	2,198,157		
			2,198,157		
8 土木費	費	1 土木管理費	7,507,484		
			1,421,635		

款	項	事業名	金額 千円
3 河川海岸費	費	沖縄振興公共投資交付金(港湾課市町村事業)	196,055
		沖縄振興公共投資交付金(下水道課市町村事業)	1,200,662
		住宅・建築物安全ストック形成事業	24,918
		2 道路橋りょう費	1,637,474
		道路橋りょう調査費(道路街路課)	31,339
		道路路台帳整備費	31,618
		市町村道指導監督事務費	4,000
		効果促進事業(管理)	13,512
		県単舗装・災害防除事業	22,659
		県単橋りょう補修事業	10,947
		地域連携推進事業費(地域高規格道路)	790,470
		沖縄振興公共投資交付金(道路)(効果促進)	48,590
		県単道路事業	10,085
		国直轄事業県負担金支出事業	674,254
		571,382	
4 港湾費	費	河川維持費	2,217
		河川受託事業	18,160
		自然災害防止事業(河川)	153,900
		臨時河川等整備事業費(河川)	9,026
		海岸老朽化対策事業	75,230
		海岸岸整備費	57,089
		砂防事業	40,537
		砂防事業調査費	17,040
		総合流域防災事業費(地すべり)	11,700
		総合流域防災事業費(急傾斜地)	73,280
自然災害防止事業費(砂防等)	36,100		
海岸・砂防調査費	14,259		
海岸調査事業	49,180		
海岸・砂防維持費	13,664		
1,110,463			
港那覇港物流機能等強化事業	費	港湾維持管理事業	11,765
			320,000

款	項	事業名	金額 千円	
9 警察費	1 警察管理費	那覇港における人流・物流拠点港湾整備事業	77,280	
		東海岸における海洋性レジャー拠点創出事業	389,127	
		中城湾港新港地区物流拠点化促進調査	48,378	
		産業支援港湾における防災体制構築事業	15,730	
		中城湾港新港地区物流拠点化促進整備事業	9,600	
		中城湾港新港地区港湾機能強化整備事業	4,500	
		港湾環境整備事業	181,789	
		県単 港湾施設費	50,063	
		県単 海岸施設費	2,231	
		5 都市計画費	568,225	
			都市計画策定費	8,344
			宮古広域公園基本計画等検討調査	5,417
			市街地再開発事業	8,400
			街路現況調査費	2,000
			街路管理費	19,350
			県単 街路事業	28,717
			沖縄振興公共投資交付金事業費(効果促進)(街路)	20,000
			活力創出基盤整備総合交付金事業(都市モ/レール)	94,257
			公園費(単独事業)	65,980
			公園費(公共投資交付金)	315,760
		6 住宅費	584,594	
			住宅企画費(補助事業)	51,122
			公営住宅指導監督事務費	3,896
	県営住宅建設費(単独事業)	52,928		
	県営住宅建設費(公共投資)	476,648		
7 空港費	1,613,711			
	公共離島空港整備事業	1,341,178		
	県単 離島空港整備事業	217,097		
	新石垣空港建設事業	23,500		
	新石垣空港国際線旅客施設強化事業	31,936		
		60,170		
		60,170		
	警察庁舎等整備事業費(補助事業)	60,170		

款	項	事業名	金額 千円	
10 教育費	1 教育総務費	離島児童・生徒支援センター(仮称)整備事業	3,007,362	
		公立学校施設整備事業(公共投資交付金)	2,374,710	
		4 高等学校費	64,588	
			高等学校施設改装・改修事業	21,459
			高等学校単独管理事業	3,750
			全日制高等学校一般管理運営費	30,046
			学校施設整備管理事業費(公共投資交付金)	9,333
		5 特別支援学校費	544,163	
			特別支援学校編成整備事業	28,341
			特別支援学校施設改装・改修事業	73,600
			施設整備補助事業費(文部)	214,040
			施設整備管理事業費	3,261
			施設整備補助事業費(騒音対策)	95,029
	施設整備補助事業費(文部・超過負担)	122,180		
	施設整備管理事業費(公共投資交付金)	7,712		
6 社会教育費	3,901			
	文化財補助事業	3,901		
7 保健体育費	20,000			
	体育施設整備事業	20,000		
11 災害復旧費	133,842			
	1 農林水産施設災害復旧費	73,510		
	海岸施設災害復旧費(補助事業)	4,651		
	農地農業用施設災害復旧費(補助事業)	19,067		
	漁港漁場災害復旧事業費(補助事業)	32,282		
	漁港漁場災害復旧事業費(単独事業)	17,510		
	2 土木施設災害復旧費	60,332		
	河川等災害復旧事業	26,532		
	県単 河川等災害復旧事業	29,000		
	県単 港湾災害復旧事業	4,800		
	合計	35,571,148		

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額 千円	事業名	金額 千円
2 総務費	4 市町村振興費		406,006		10,168,006
		沖縄振興特別推進交付金(市町村)	406,006	沖縄振興特別推進交付金(市町村)	10,168,006
6 農林水産業費	3 農地費		3,414,860		9,100,013
		県営地帯総合整備事業費(補助金事業)	617,202	県営地帯総合整備事業費(補助金事業)	3,235,920
		県営かんがい排水事業費(補助金事業)	258,366	県営かんがい排水事業費(補助金事業)	376,067
		水質保全対策事業	265,200	水質保全対策事業	1,468,938
5 水産業費			93,636		1,390,915
		漁港防災対策支援事業	822,548	漁港防災対策支援事業	3,888,983
7 商工費	2 工鉱業費		21,760		69,509
		水産物供給基盤整備事業	288,031	水産物供給基盤整備事業	1,390,190
			9,757		713,366
			503,000		1,715,918
			7,500,280		8,184,114
2 工鉱業費			4,534,438		5,218,272
		国際物流拠点産業集積地域賃貸工場整備事業	1,298,388	国際物流拠点産業集積地域賃貸工場整備事業	1,547,249
			3,236,050		3,671,023
8 土木費	1 土木管理費		11,051,616		46,147,772
			1,953,924		9,790,745
			676,488		3,804,919
			76,320		1,981,702
			881,686		3,022,519

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額 千円	事業名	金額 千円
2 道路橋りょう費			319,430	沖縄振興公共投資交付金(住宅課市町村事業)	981,605
			4,240,956		19,067,848
			68,000	公共交通安全事業	852,182
			936,280	無電柱化推進事業	1,247,000
			913,320	道路防災保全事業	3,292,531
			30,400	無電柱化推進事業(要請者負担方式)	38,000
			989,500	社会資本整備総合交付金(道路)	7,025,486
			794,559	沖縄振興公共投資交付金(道路)	4,564,000
			508,897	沖縄都市モノレール道整備事業費(道路)	2,048,649
			1,473,052		3,226,198
			121,060	河川総合開発事業	182,760
			679,444	沖縄振興公共投資交付金(河川)	1,951,293
			273,693	社会資本整備総合交付金(河川)	605,348
			33,255	総合流域防災事業費(砂防)	80,601
			198,600	地すべり対策事業	239,196
			1,072,400		4,305,854
			10,000	港湾調査費	31,027
			320,640	港湾改修費	2,633,902
			604,840	港湾改修費(公共投資交付金)	1,375,390
			72,800	港湾海岸事業	150,735
			64,120	港湾海岸老朽化対策	114,800
			2,213,033		9,071,094
			110,000	組合等区画整理事業	161,316
5 都市計画費					

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額 千円	事業名	金額 千円
10 教育費		沖繩振興公共投資交付金事業費(街路)	24,394	沖繩振興公共投資交付金事業費(街路)	3,894,155
		沖繩都市モノレール道整備事業費(街路)	477,171	沖繩都市モノレール道整備事業費(街路)	2,467,238
		公園費(交付金)	56,440	公園費(交付金)	653,357
	6 住宅費	沖繩県総合運動公園プロジェクトスタジアム事業	917,000	沖繩県総合運動公園プロジェクトスタジアム事業	1,267,000
			98,251		686,033
		県営住宅建設費(社会資本)	45,000	県営住宅建設費(社会資本)	632,782
	4 高等学校費		705,603		4,654,691
			201,198		3,105,173
		学校施設整備補助事業費(懸賞対策)	1,493	学校施設整備補助事業費(懸賞対策)	122,496
		学校施設整備補助事業費(公共投資交付金)	34,860	学校施設整備補助事業費(公共投資交付金)	1,854,848
学校施設整備補助事業費(交付金・超過負担)		164,845	学校施設整備補助事業費(交付金・超過負担)	1,127,829	
5 特別支援学校費		504,405		1,549,518	
		344,287	施設整備補助事業費(公共投資交付金)	999,364	
		160,118	施設整備補助事業費(交付金・超過負担)	550,154	
合 計		23,078,365		78,254,596	

(追加)	事項	項	期間		限度額 千円
			期	間	
	水産流通基盤整備事業		平成25年度から 平成26年度まで		30,000
	水産生産基盤整備事業		平成25年度から 平成26年度まで		100,000
(変更)					
事	項	補正前		補正後	
		期間	限度額 千円	期間	限度額 千円
「沖繩IT津梁パーク施設」指定期管理料		平成26年度から 平成27年度まで	12,112	平成26年度から 平成27年度まで	15,710
	企画管理費 (教育情報化推進事業)	平成26年度から 平成30年度まで	77,230	平成26年度から 平成30年度まで	79,015

第 4 表 地 方 債 補 正

起 債 の 日 的	限 度 額		起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	補 正 前 の 額	補 正 額			
総合行政情報通信ネットワーク高度化事業	千円 100,000	千円 △ 12,400	(借入方法)	年9%以内	償還期間は、据置
沖縄振興特別推進交付金事業	4,277,200	△ 20,300	証書借入又	(ただし、	期間を含め30年以
社会福祉施設整備事業	25,000	222,500	は証券発行	利率見直し	内とする。
公共事業等	11,990,600	△ 113,200	による。	方式で借り	償還方法は、元利
農業大学校施設整備事業	37,000	△ 37,000	0 発行価格が	入れる資金	均等、元金均等等
県営住宅建設事業	730,800	△ 730,800	0 額面金額を	について、	による。
県単道路整備事業	117,200	△ 117,200	0 下回るとき	利率の見直	ただし、財政の都
県単河川等整備事業	398,500	△ 40,500	0 は、その発	しを行った	合により、据置期
県単離島空港整備事業	185,200	△ 185,200	0 行差額をう	後において	間中であっても繰
新石垣空港建設事業	65,900	△ 65,900	0 めるため必	は、当該見	上償還し、償還年
社会体育施設整備事業	69,100	△ 69,100	0 要な金額を	直し後の利	限を変更し、又は
高等学校施設整備事業	1,842,600	△ 988,500	854,100	これに加算	借り換えることが
特別支援学校施設整備事業	991,700	△ 525,600	466,100	した金額と	できる。
警察庁舎等施設整備事業	37,900	△ 37,900	0 することが		
交通安全施設整備事業	377,100	△ 125,200	251,900	できる。	
災害復旧事業	598,800	△ 448,400	150,400		
退職手当債	2,900,000	△ 2,900,000	0 (借入時期)		
臨時財政対策債	44,462,000	173,200	44,635,200	平成25年度。	
合 計	70,611,300	△ 6,021,500	64,589,800		

平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）

平成25年度沖縄県農業改良資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から8,586千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ175,022千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入		項	補正前の額	補正額	計
款	越	金	千円	千円	千円
2	繰	越	161,662	△ 8,586	153,076
	1	繰	161,662	△ 8,586	153,076
	合	計	183,608	△ 8,586	175,022
歳入					
歳出		項	補正前の額	補正額	計
款	業	費	千円	千円	千円
1	農	業	98,129	△ 8,586	89,543
	1	農	98,129	△ 8,586	89,543
	合	計	183,608	△ 8,586	175,022
歳出					

平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計
補正予算（第1号）

平成25年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から444,492千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ830,285千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
1 繰越金	繰越金		519,250	△19,794	499,456
	繰入金	繰越金	519,250	△19,794	499,456
2 諸収入	繰入金	繰越金	755,527	△424,698	330,829
	諸収入	貸付金元利収入	755,527	△424,698	330,829
歳入		合計	1,274,777	△444,492	830,285
歳出		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
1 商工費	商工費		528,041	△19,794	508,247
	商工費	商業費	528,041	△19,794	508,247
2 公債費	公債費		746,736	△424,698	322,038
	公債費	公債費	746,736	△424,698	322,038
歳出		合計	1,274,777	△444,492	830,285

平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

平成25年度沖縄県母子寡婦福祉資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に9,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ168,252千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2	繰越金		11,745	9,100	20,845
	1	繰越金	11,745	9,100	20,845
		合 計	159,152	9,100	168,252

歳出	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1	民生費		159,152	9,100	168,252
	1	母子寡婦福祉費	159,152	9,100	168,252
		合 計	159,152	9,100	168,252

平成25年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成25年度沖縄県下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第1表繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

(追加) 款	項	事業名	金額
			千円
1 土木費	1 都市計画費		1,193,239
			1,193,239
		中部流域下水道建設費 (沖繩振興公投交付金)	1,077,007
		中城湾流域下水道建設費	40,506
	合計	中城湾南部流域下水道建設費	75,726
		合計	1,193,239

(変更)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額 千円	事業名	金額 千円
1 土木費	1 都市計画費		108,000		2,792,882
			108,000		2,792,882
		中部流域下水道建設費 (社会資本整備総合交付金)	108,000	中部流域下水道建設費 (社会資本整備総合交付金)	2,792,882
	合計		108,000		2,792,882

平成25年度沖繩県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

平成25年度沖繩県沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から67,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ95,754千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入		項	補正前の額	補正額	計
款	越 金		千円	千円	千円
1	繰越金		133,397	△ 41,916	91,481
	繰越金	1 繰越金	133,397	△ 41,916	91,481
2	諸収入		29,357	△ 25,084	4,273
	貸付金元利収入	2 貸付金元利収入	28,084	△ 25,084	3,000
	歳入合計		162,754	△ 67,000	95,754
歳出		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
1	農林水産業費		162,754	△ 67,000	95,754
	水産業費	1 水産業費	162,754	△ 67,000	95,754
	歳出合計		162,754	△ 67,000	95,754

平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業
特別会計補正予算（第1号）

平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に1,258,140千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,314,419千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額		補正額	計
			千円	千円		
1	財産収入		861,975	△139,720	722,255	
		1 財産売却収入	845,188	△139,720	705,468	
2	繰越金		1	6,335	6,336	
		1 繰越金	1	6,335	6,336	
4	果債		194,300	1,226,025	1,420,325	
		1 果債	194,300	1,226,025	1,420,325	
5	繰入金		0	165,500	165,500	
		1 一般会計繰入金	0	165,500	165,500	
歳入		合計	1,056,279	1,258,140	2,314,419	
歳出	款	項	補正前の額		補正額	計
			千円	千円		
2	公債費		1,013,828	1,258,140	2,271,968	
		1 公債費	1,013,828	1,258,140	2,271,968	
歳出		合計	1,056,279	1,258,140	2,314,419	

第2表 地方債補正

(変更)	起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
		補正前の額	補正額			
	中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業	千円 194,300	千円 △194,300	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要金額を加算した金額とすることができる。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率を直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合計		194,300	△194,300			

平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しで使用することができる経費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

(追加)		項	事業名	金額
1 土木費	1 港湾費			15,000
			宜野湾港機能施設整備事業	15,000
合		計		15,000

平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計補正予算（第1号）

平成25年度沖縄県産業振興基金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から56,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ331,910千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		項	補正前の額	補正額	計
款	入 金		千円	千円	千円
3	繰 入		232,418	△56,000	176,418
	1	基金繰入金	232,418	△56,000	176,418
		合 計	387,910	△56,000	331,910
歳 出		項	補正前の額	補正額	計
款	出 費		千円	千円	千円
1	産業振興費		387,910	△56,000	331,910
	1	産業振興費	387,910	△56,000	331,910
		合 計	387,910	△56,000	331,910

平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計
補正予算（第1号）

平成25年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しで使用することができる経費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

(追加)		金額	
款	項	事業名	金額
1 土木費	1 港湾費		12,000
		中城湾港機能施設整備費	12,000
合 計			12,000

平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算
(第1号)

平成25年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から52,890千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,351,339千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越しで使用することができる経費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
3 繰越金			99,770	113,110	212,880
	1 繰越金		99,770	113,110	212,880
5 県債			721,300	△ 166,000	555,300
	1 県債		721,300	△ 166,000	555,300
歳入	合計		1,404,229	△ 52,890	1,351,339
歳出		項	補正前の額	補正額	計
款			千円	千円	千円
1 土木費			810,412	△ 52,890	757,522
	1 港湾費		810,412	△ 52,890	757,522
歳出	合計		1,404,229	△ 52,890	1,351,339

第2表 繰越明許費補正

(追加)	款	項	事業名	金額
				千円
1	土木費	1 港湾費		615,633
			中城湾港マリン・タウン土地造成事業	615,633
			中城湾港マリン・タウン機能施設整備事業	129,224
	合	計		486,409
				615,633

第3表 地方債補正

(変更)	起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
		補正前の額	補正額	計			
	中城湾港マリン・タウン整備事業	千円 721,300	千円 △166,000	千円 555,300	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。 発行価格が入れる資金額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金額面金額を、利率の見直しを行った後において、は、当該見直し後の利率を適用し、又は借り換えることができる。	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
	合 計	721,300	△166,000	555,300	(借入時期) 平成25年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。		

平成25年度沖繩県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成25年度沖繩県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から975,807千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ82,041,760千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 繰入金	金		72,817,567	8,750,193	81,567,760
	債	1 一般会計繰入金	72,817,567	8,750,193	81,567,760
2 県	債	1 県債	10,200,000	△ 9,726,000	474,000
	歳入	合計	10,200,000	△ 9,726,000	474,000
歳出			83,017,567	△ 975,807	82,041,760
歳出		項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 公債費	費		83,017,567	△ 975,807	82,041,760
	債	1 公債費	83,017,567	△ 975,807	82,041,760
歳出	出	合計	83,017,567	△ 975,807	82,041,760

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更)	起 債 の 目 的	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法
		補正前の額 千円	補正額 千円			
借 換	債	10,200,000△	9,726,000△	474,000	年9%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 については、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、据置 期間を含め25年以 内とする。 償還方法は、元利 均等、元金均等等 による。 ただし、財政の都 合により、据置期 間中であっても繰 上償還し、償還年 限を変更し、又は 借り換えることが できる。
合 計		10,200,000△	9,726,000△	474,000		

平成25年度沖縄県水道事業会計補正予算（第1号）

(総 則)

第 1 条 平成25年度沖縄県水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによ
る。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 平成25年度沖縄県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた主要
な建設改良事業を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(4) 主要な建設改良事業	11,202,614千円	2,186,958千円	13,389,572千円
ロ 導送水施設整備事業	3,633,748	1,274,458	4,908,206
ハ 北谷浄水場施設整備事業	3,282,912	912,500	4,195,412

(資本的収入及び支出の補正)

第 3 条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。また、
同条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,688,528千円は、当
年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額162,064千円、過年度分損益勘定留保資金
3,406,762千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,235,268千円は、
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額189,005千円、過年度分損益勘定留保資
金3,926,561千円」に改める。

収 入		支 出	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	13,052,227千円	1,640,218千円	14,692,445千円
第1項 補助金	9,738,480	1,640,218	11,378,698
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	16,740,755千円	2,186,958千円	18,927,713千円
第1項 建設改良費	13,011,762	2,186,958	15,198,720

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量	処分の態様
1	処分する資産	構築物 送水管	2,675.8m	譲与

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---